

### <書評と紹介> 武田万里子著 『鎖国と国境の 成立』

川上, 真理 / KAWAKAMI, Mari

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

65

(開始ページ / Start Page)

46

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2006-03-24

武田万里子著

## 『鎖国と国境の成立』

川上 真理

まず目をひく「国境」の文字。日本の近世を論じた書物には見慣れない、好奇心を駆り立てられるタイトルの著書を上梓された武田万里子氏は、本学大学院博士課程を修了し、現在本学の非常勤講師を勤めておられる。対外関係史をご専門とし、平戸のイギリス商館長の日記の翻訳なども手がけ、長年、鎖国制成立史に取り組んでこられた。著者の視点は、あとがきに述べられる通り、「日本とヨーロッパ、日本と東アジアの関係は、関連しながら重層的に存続した」という点に据えられる。これは、鎖国を「地理的感覚から、日本と隣接する東アジア」その先の遠いヨーロッパ、という国際関係と理解して、「日本を条件づける東アジア」ではなく、日本とは別の媒介的な地域、取次機能としての東アジアととらえる向きがある」ことに対する批判である。さらに、「朝鮮・琉球との民間の交流が禁じられたのは日本一国の立場からである」という認識をもつ必要があることを強調される。

東アジアに向けられた日本のオリエンタリズム批判であり、複眼的な歴史把握を、と警鐘を鳴らす著者のお仕事に対して、まるで門外漢の筆者が著者の意を精確に汲み取ることができたか甚だ心許ない。そこで、以下に本書の内容を紹介してゆくにあたって、筆者なりに感銘をうけた点を先に述べておきたい。それは、イメー

ジに対する距離のとり方である。ひとつには、当時の人々の心的表象を解読する手法、そして研究者の先人見・恣意を否定する姿勢である。この点から、本書の内容を紹介し、その上で、パフォーマンスと支配についての筆者の関心から、鎖国体制下での能楽の儀礼を中心に若干の見解を述べて責めをふせぎたい。

—

本書は、これまで著者が発表してこられた論文を、『同成社江戸時代史叢書』のために再構成されたものである。以下では、本書の構成に沿った章ごとに紹介していく。構成は以下の通りである。

はじめに

第一章 無法日本人の取締り—アジア外交の始まり

第二章 ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件

第三章 徳川秀忠の外交政策

第四章 朱印船の終了

第五章 三つの貿易家像

第六章 鎖国とは何だったか

第七章 近世の国境の成立

おわりに

本書の目的は、「一六三〇年代に幕府が一連の指令で対外関係を制限した、いわゆる寛永鎖国はどのようないきさつで実施されたか、従来とはちがう角度で考える」ことであると、はじめに述べられている。著者は、「国際紛争が国内支配体制の強化・確立の障害となることを危惧した幕府が、外国との接触を最小限にする

ことでその回避を図った」のに加え、「キリシタン禁制が絡み合っ  
て実施された」のが寛永鎖国であり、さらに「幕府が鎖国によっ  
て対外的に目指したのは独立の保持であった」という見解を持つ。

第一章では、朱印船は新しい海事制度の制定ではなく、「旧来の  
国外での暴力的商業を排除して、真つ当な商人だけをのこそうと  
した試み」と考えて論じるという、本書における著者の立場が表  
明される。それにより、朱印状は中央政府に属し、渡航者には利  
用権だけが与えられるものであること、秀忠期には海上の私的闘  
争に対する幕府の不関与、加害者が来航したときに限り賠償が実  
現するという原則であったことが示される。また、朱印船の輸出  
品には軍需品としての銅・銅製品が含まれていたことが指摘され、  
幕府や通商者にとっても武器の密輸が問題となっていたことが示  
される。

第二章では、大御所外交は中国産生糸の輸入が大きな関心事で  
あったことを説明する。それは、マカオでの日本人とポルトガル  
人の殺傷事件に端を発するグラササ号事件の影響から、台湾との友  
好国化を打診して、中国船が台湾にもたらす生糸確保を企てたり、  
それまで朱印状を出したことのない中国領域（広東）の商人に朱  
印状を発行することになったことに示されている。そして、家康  
には中国との国交調整の意図はなく、あくまで私貿易の道を探っ  
ていたと述べる。

第三章では、秀忠・家光期の外交政策のターニング・ポイント  
として「平山常陳事件」と「台湾事件」を位置づける。前者は、  
従来の見解に対して、宣教師の密航よりも英蘭人の海賊行為への

幕府の対応として評価する。すなわち、幕府は、日本周辺の安寧  
が脅かされるならば、朱印状を持たない船にも問題解決へ乗り出  
す姿勢を示した。また、この事件は、日本の海域確定の端緒となっ  
たともいう。後者は、朱印状の発行停止と日本人・日本船の出入  
国禁止を促したものとする。だが、旧朱印船貿易家たちは、国内  
産業界の需要により、生糸等の原料輸入を求めて、海上の安全を  
保障するオランダ商館長の通航証とオランダ人舵手の乗り組みを  
得て、私的に出港を続けた事実を指摘する。だが、国内産業界を  
保護したい幕府は、朱印船が海外で紛争に巻き込まれることのない  
外国船を利用した渡航を容認した。これによってオランダは幕  
府の外交政策の一端に位置づけられたという。

第四章では、まず、朱印船は一六二七年度の渡航を最後に終了  
し、日本人の海外渡航は一六三三年度の奉書船を最後に禁止に  
なったといい、一六三五年の第三次鎖国令をもって日本人の海外  
往来が全面禁止になったとする通説を否定する。ここに起きた朱  
印状から奉書への転換は、一六二八年の高木船焼き討ち事件が契  
機になったとし、その意味を大御所外交が將軍の内政に取り込ま  
れたこと、渡航者の取締りが可能になったこととする。そしてこ  
の転換も、結局は朱印状同様に奉書の物神化をもたらし、結果海  
外渡航には長崎奉行が発行する文書が携行された。これは、幕府  
の威信を表象する朱印状・奉書が海外で冒瀆に遭うことを防ぐた  
めであったという。

第五章では、従来取り上げられることの少なかった三人の貿易  
家、長崎代官初代末次平蔵・民間人ながら幕府の指示でコーチシ

ナに渡った商人船本弥七郎・幕府と無関係の近江八幡の一地域の肝煎西村太郎右衛門の具体像が描かれる。その上で、三人の共通点として、公許貿易からの撤退時に清水寺に船絵馬を奉納したことを指摘する。これは、トンキン通商者の紛争への不関与の表明であろうとし、その理由を、北方のエビスを平定した域外の鎮定者である坂上田村麻呂を開基とする清水寺と、その田村麻呂を憧憬する家光の心象から説明する。すなわち、家光期後半から家網期の江戸城の演能に多くみられる「田村」が坂上田村麻呂を主人公とする曲であり、家光の時代の海外情勢に投影すれば、北方のエビスである女真人の問題があるという。

第六章では、①「幕藩制国家の根底で国土と国民の管理（石高制と宗門人別改め）を支える鎖国制」と、「民間人の勝手な海外渡航の禁止」を示す「海禁」、②「国際関係の制限を伴う国家体制を説明するに於いて、一九世紀の初めに与えられた理解概念の用語」としての「鎖国」と、一九九〇年前後に「近世の東アジアを覆う国際体制のようにいわれた「日本型華夷秩序」、いずれも前者を後者で言い換えるべきとする学説のほころびを指摘する。①については、国家の安全と独立保持を目指して採られた鎖国制は法令ではなく体制であり、その実務の一つに民間人の取締り「海禁があったにすぎない。②については、「秩序」の客観性、すなわち幕府の外交基調であった事実は実証されているわけではない」とし、この説の精髓である日朝国交論について、二つの面からその破綻を指摘する。すなわち、朝鮮からの「お礼の使者」によって幕府の正当性が成り立つとする論理矛盾と、国家使節である通信

使を夷とする事実誤認。かつ、大坂の陣後、統帥権は征夷大將軍に帰属し、日朝関係も將軍の管掌になっていたのであるから、日朝関係の核心は軍事にあるといえるが、明清交替とそれによる朝鮮・琉球併呑の可能性を考えれば、朝鮮再出兵が当時の大名の通念であったはずはない。ここでは、鎖国体制のもと、外国とは「国交・通商」と「通商」という関係だけが実体としてあったということが述べられる。

第七章では、一七世紀半ば以降、東シナ海で国境意識がどのようにして形成されたかについて述べる。まず、境界は、一六〇三年家康が外国人の居留を東シナ海沿岸に、一六一六年秀忠が外国人の居住・取引を平戸と長崎に限定したことをもって策定された。そして、一六二〇年までに、長崎は、境界策定・領土主権意識という外側への警戒と同時に、国内の追放者が集まるという意味での境界になった。この後、一六四〇年の商館長崎移転や寛永期の東シナ海における海岸警備網の組織化、長崎港警備の開始、また長崎に西国諸藩の蔵屋敷と開役がおかれるなど、一七世紀に国家安寧のための警戒地として、長崎の性格が明確になる。だが境界には「周辺」が存在し、それ故東シナ海全体が日本の安寧の緩衝地帯であり、そこでの海賊行為には禁止の対応を取るが、徹底して第三国間の内政問題には不介入の姿勢を保ったとする。

そして著者は、幕府の主導により長崎に国家鎮護の神が置かれたと述べる。それは、家光期にキリシタン排除の神事能が諏訪神社に奉納されたこと、また三韓征伐の故事にならい八幡神が境界の守護神として祀られたことを理由とする。さらに、秀吉・徳川

將軍を象徴する「日輪・神国・東」には「日本」というイメージが共有されており、それ故、「神国」は、軍事的宗教的に不可侵の日本という、一六〇〇年前後の武家政権のイデオロギーであったとする。つまり、これは価値観の異なる「西」の勢力へのアピールであり、その神国の神として国土鎮護・境界守護を担ったのは西の境界にある「明神」つまり八幡神であったという。

以上が本書の内容である。本書では、鎖国を日本の独立保持という視点から読み解くことによって、幕府による貿易独占と禁教からのみ捉えられてきたイメージを刷新させてくれるものである。それによって、「神国思想」にまで言及され、東照大権現があくまで武家政権を基軸にした統合のイデオロギーであり、かつ「東アジアの鎮守」という名目のもとに隣国への侵略を正当化するイデオロギーであったことを示唆している点は見事である。その上で、著者の論旨に直接関わる点ではないが、国家と私的中间団体との通商をどう捉えるべきか、今少し知りたいところであった。本書は「国境」という概念を用いることにより、近世研究全体に対して世界の中の日本を意識させ、世界的視野での比較史の必要性を感じさせる好著である。研究者だけでなく広く読まれ、現在のグローバル化社会を考える端緒にならんことを望むものである。

## 二

著者によって、寛文期における長崎諏訪神社の神事能と愛国心の涵養との関連が明らかにされた。これは、江戸時代の能楽が形

式化した儀礼であり、単なる社交の手段であったという理解に修正をせまるものである。この点について、筆者は佐渡奉行所の神事能や江戸城での町入能を検討する中で、能楽の儀礼が支配秩序の維持に寄与していたことを述べてきた。今回、能楽と鎖国の関連が指摘されたことにより、検討する必要を改めて感じた次第である。

諏訪神社の神事祭祀とは、現在では毎年一〇月七日から九日に行われる「長崎くんち」を指す。これは、神興渡御と神事および踊りで構成される。現時点で、これらを論じて詳しいのは、久留島浩氏「長崎くんち考―城下町祭祀としての長崎くんち―」（国立歴史民俗博物館研究報告）第一〇三集、二〇〇三年、表きよし氏「江戸時代の長崎の能楽」〔能楽研究〕第二五号、法政大学能楽研究所、二〇〇一年）である。また、諏訪神社の由来と神事能については、鎮西大社諏訪神社欄宣である嬉野紀孝氏が、一九九七年国立能楽堂特別展示「長崎・諏訪神社所蔵 能面と能装束」の展示図録に寄せられた文章に詳しい。そこで、三氏の論考を参照しながら、多少の知見を加えて、諏訪神社での神事祭祀について少しく述べることにする。

### ①長崎諏訪神社の来歴

寛永二年（一六二五）七月、長崎奉行長谷川権六は、修験者である金重院清賢（後に神主青木氏）からの諏訪神社再興願い聞き入れ、代官末次平蔵に指示して、松森（旧西山郷円山、現長崎市上西山町）に諏訪・住吉・森崎の三社を合祀した。このとき諏訪神社は両部神道であったが、清賢は、寛永九年には次男永忠を

京都吉田兼英の門弟にさせ、すでに唯一神道への傾斜がみられる。結局、天和三年（一六八三）に唯一神道に変わり、神宮寺号を廃止した。

神事祭礼は、寛永一一年に長崎奉行柳原飛騨守、同神尾内記によつて、九月七日・九日に神輿渡御と湯立神楽や流鏑馬などの神事、それに先だつて丸山町の遊女高尾・音羽の踊りが奉納された。これを以て先例となつた。

この来歴は、長崎聖堂書記役である川邊八郎右衛門茂啓が明和元年（一七六四）に長崎奉行所に献上した「長崎実録大成」第四卷（長崎文献叢書第一集第二卷「長崎実録大成」正編、長崎文献社、一九七三年）に述べるところである。ここでは、「天正文祿ノ頃、切支丹共凶悪ノ余り、神社ヲ悉ク焼失シタル故、古代ノ縁起等モ無之」として、長崎における神社造営を、徳川幕府による神国回復とする主張がみられる。また、神事祭礼の契機は次のように伝えられている。人びとは改宗したと言つても棄教していないために神社への参詣がない。そこで、「町外ニ柵ヲ振り外廻リヲ堅メ、地下人共不殘追込焼殺シ、当表ニハ近国ノ人民ヲ招キ、我朝ノ神徳ヲ崇奉リ、鎮守ノ神社祭礼等ヲ執行ハシムヘキ旨」を触れると、「御祭礼等ノ節諸人皆々供奉仕タキ旨願訴フ」ことになつた。つまり、「我朝ノ神徳」を尊崇する証が祭礼への供奉なのである。祭礼供奉は神輿の渡御と還御それぞれに従つた。神輿は長崎の町に近接する一三の村の人びとが担いだ。供奉と踊りは、踊町全六六町から、出島町・丸山町・寄合町を除いた六三町を、二一町ずつに分けて三年毎に担当した。二一町は七日の渡御に二一町、

九日の還御に一〇町と分けられた。踊町では、町毎に稽古場として小屋を架け、六月の吉日から稽古を始めた。これを「小屋入り」という。元禄四年（一六九二）より丸山町・寄合町では禿頭が踊り、傾城の踊りはなくなつた。禿頭は小屋入りの日をもつて遊女の名に改め、神事踊りの小舞を勤めて遊女になつた（長崎市史風俗編）長崎市、一九二五年）。つまり、丸山町・寄合町は神輿の供をする踊町の露払いである。また、禿頭から遊女への変身は、神事踊りを契機に行われる。例えば、踊りが邪悪を払い、神を樂しませるものであることは、天岩戸神話や後戸の猿楽（世阿弥「風姿花伝」岩波文庫、一九五八年）が説明するところである。彼女らの舞は敵国降伏の舞であり、その舞によつて遊女に変身するというのであるから、神に近づく供儀のようでもある。

踊町の人びとをみてみれば、「諏訪神事御伴道行之図屏風」（風流のまつり 長崎くんち）国立歴史民俗博物館企画VTR、二〇〇一年）には、中国の獅子や唐子が、銅鑼やチャルメラ、長ラツパに合わせて踊る様子が描かれている。また、ある笠鉦の垂れには、オランダ産の羅紗の生地、中国蘇州の風景を、長崎刺繍で描いている。文化の融合であり、異文化の保存・利用の有様がみてとれる。

## ②長崎諏訪神社の神事能

諏訪神社で能を担つたのは、能太夫早水家以下二九人の能役者であつた。彼らは、諏訪神社の社用銀から手当を受けるほか、地役人としての俸給も得ていた。神事能の体制が整備されるに従つて地役人になつたのであろうと考えられており、その時期は寛文

六年（一六六六）を下らないという。おそらくこれは、幕末まで変わらなかつたのである。それは、『長崎志統編』第四卷（長崎文獻叢書第一集第四卷）『続長崎実録大成』長崎文獻社、一九七四年）に、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件を受けて、翌年六月よりイギリス船の入津には、「社頭ニ神宝ヲ飾リ、大宮司其外祝社家社用人能太夫等相詰警固イタシ度旨、窺通免許、」とあることより知られる。

さて、能（諏訪）についても述べておきたい。表氏が論じるところによると、制作を命じたのは、長崎奉行牛込忠左衛門であることが濃厚である。牛込は、寛文十一年から延宝九年（一六八一）に長崎奉行を勤め、市法貨物仕法の制定や町制の再編に手腕を発揮する傍ら、学芸にも力を注いだ人物である。（諏訪）が初めて上演された寛文一二年の祭礼は、「例年ニ相替夥敷事共ニ而御座候」〔寛宝日記〕ものであつた。「例年」の様子は「当社明神ハ、此年月埋れ木の、其めくみさえ人しらさりしを、」と語られるから、（諏訪）は諏訪神社への信心を促す曲であつたともいえよう。この（諏訪）は翁に続いて協能として必ず演じられた。

神事能は、神輿還御の後に行われた。寛政年間の一諏訪神社絵図（「能面と能装束」）によると、能舞台は諏訪神社の石段を登り惣門をくぐった正面に設置されていた。四間半×三間の長方形で能舞台の正式な規格（三間四方）とは異なる。舞台の先には拝殿と本殿が一直線上にある。拝殿・本殿へは、回廊で囲まれた中庭を、能舞台を迂回せずには行けなかつたようである。「長崎くんち凶屏風」（前出）の神事能の場面は、回廊の棧敷席で見物する長崎

奉行以下の役人、中庭には男女が描かれ、その様子は肅々と見物するとう印象を与えない。

（諏訪）の謡本は、江戸などにも伝えられており、貞享元年（一六八四）の柳洞写『上掛り番外謡本』（法政大学能楽研究所蔵）をはじめ九種の番外謡本にその曲が収められている。諸本に見られる大きな違いは、後シテ登場の場面が①本地垂迹説を反映した詞章、②長閑な長崎の情景を謡うものと二つに分けられる。①は、諏訪神社が天和三年以降に唯一神道に変わることから、それ以前の制作になるものと推定されている。江戸などに広まったのは①であるというが、変えられたものが伝来しなかつたのかどうか、今後の検討を要する。なぜなら、表氏は論じられていないが、②の改変された詞章の方にこそ注目すべき点があるように思われるからである。それは、「君を崇め民をなで、四海八島の外までも、波の声万歳のひき、貢する豊葦原による船の、玉の浦風も、しつかにして、渡る日影の東南に、雲治まりて長閑なり、」というものである。「貢する豊葦原による船の」「渡る日影の東南に」すなわち、日本へ東南からやってくる船とは何を示すのか、十分な検討を要する所以である。表氏の言うように天和三年以降の改作であれば、これは日本の独立が実現した後のものということになり、長崎奉行を中心に行つた日本の虚飾が謡われているといえよう。

以上、長崎における能楽の意味を中心に、事実を整理しながら推論を交えて述べてきた。諏訪神社の神事祭礼については、紹介したように、既に良質な研究がなされている。それらに学びながら、能楽が江戸幕府支配に如何に作用したのか、究明を続けたい。

なお、武田万里子氏には、一九九七年に国立能楽堂において復  
曲上演された能〈諏訪〉の詞章の複写を頂戴致しました。記して  
感謝申し上げます。

〔二〇〇五年八月刊 一八四頁 二二〇〇円＋税 同成社〕